令和３年度第２回千葉市こども未来局指定管理者選定評価委員会議事録

１　日　時　　令和３年７月１４日（水）１３時００分～１４時００分

２　会　場　　千葉市中央コミュニティセンター７階　７－１会議室

３　出席者

（１）委　員　田村委員、三浦委員、江波戸委員、末永委員、福澤委員

（２）事務局　植草こども未来部長、宮葉こども企画課長、枡見幼保支援課長

４　議　題

（１）指定管理者の公募から指定までの流れについて

（２）指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について

　ア　千葉市子ども交流館

　イ　千葉市子育て支援館

（３）指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について

５　議事の概要

（１）指定管理者の公募から指定までの流れについて

　指定管理者の公募から指定までの流れについて、事務局から説明した。

（２）指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について

　「千葉市子ども交流館」及び「千葉市子育て支援館」の次期指定管理者の選定に係る募集条件、審査基準等に関する事項について、審議した。

（３）指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方について

　指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方（審査方法等）について、事務局から説明した。

６　会議経過

○事務局　皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

　ちょっとお時間は早いのですが、皆様お集まりになっておりますので、これより令和３年度第２回千葉市こども未来局指定管理者選定評価委員会を開催させていただきます。

　私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、こども企画課の安藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

　本日は、委員の皆様全員に御出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第２項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

　また、本日はお手元に、議事次第、席次表、委員名簿をお配りしております。それ

から、事前に青いファイルの配付資料を送付させていただいております。資料につきまして過不足等がございましたら、いつでも事務局までお申しつけください。

なお、本日の会議は、募集条件、審査基準及び選定に関する事項の審議を行うため、千葉市こども未来局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録等の作成等についての規定により、非公開で行います。

それでは、開会に当たりまして、こども未来局こども未来部長の植草より、御挨拶を申し上げます。

○植草こども未来部長　皆様、改めまして、こども未来部長の植草でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、市政各般にわたりまして多大なる御支援、御協力を賜っておりますこと、改めましてこの場をお借りして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

前回、６月８日の第１回千葉市こども未来局指定管理者選定評価委員会におきまして、子ども交流館、子育て支援館、少年自然の家、この３つの施設につきまして指定管理者の行った施設の管理に係る年度評価と総合評価に関して御審議をいただきました。ありがとうございました。

その際にも御説明をいたしましたけれども、子ども交流館と子育て支援館につきましては、今年度をもちまして現在の指定管理期間が終了となります。本日の委員会におきましては、次の指定管理者の選定に当たり、指定管理予定候補者の公募に係る募集条件や選定に係る委員会の進め方などを議題としております。

特に、公募に関します募集条件でございますけれども、応募者からの提案内容を審査する上で大変重要な部分でございます。今後のスケジュールとしましても、最終的には千葉市議会において指定管理者の指定の議決をいただくための議案提出まで、本当に申し訳ないのですけれども、非常にタイトなスケジュールとなっております。

皆様方におかれましては、本日を含めまして、今後の委員会において、それぞれの御専門のお立場から、忌憚のない御意見をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、今回、委員改選後初めて皆様全員がお揃いでございますので、改めて御紹介させていただきます。本日、お配りしております委員名簿を御覧ください。

まず、会長の田村光子様。

○田村会長　よろしくお願いいたします。

○事務局　次に、副会長の三浦基子様。

○三浦副会長　よろしくお願いします。

○事務局　委員の江波戸正子様。

○江波戸委員　よろしくお願いします。

○事務局　委員の末永昇一様。

○末永委員　よろしくお願いいたします。

○事務局　委員の福澤恵二様。

○福澤委員　よろしくお願いいたします。

○事務局　皆様、ありがとうございました。事務局の職員につきましては、お手元の席次表により御紹介に代えさせていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては田村会長にお願いしたいと存じます。田村会長、よろしくお願いいたします。

○田村会長　よろしくお願いいたします。

まず、議題（１）「指定管理者の公募から指定までの流れについて」に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

○宮葉こども企画課長　こども企画課の宮葉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、指定管理者の公募から指定までの流れにつきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

それでは、資料１をお願いいたします。

上から下に向かいまして、時系列で示してございます。一番上、第２回選定評価委員会が本日の会議でございます。募集要項、管理運営の基準、選定基準等につきまして事務局案をお示しさせていただきまして、御意見をいただければと思っております。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

その後、今月下旬までに本日の意見を踏まえました最終的な募集関係書類などを私どもで作成いたしまして、皆様に送付させていただきます。

その後、募集書類の公表、配布を行い、来月下旬に希望する事業者に対する説明会、質問受付等を行いまして、正式な指定申請の受付は９月中旬頃を予定しております。

申請を受けましたら、第一次審査といたしまして、応募資格等の形式的要件についての書類審査を事務局で行いまして、９月下旬頃に、第一次審査を通った事業者の提案書を皆様に配付させていただく予定でございます。

その後、２週間程度間を置きました10月中旬に、選定評価委員会を開催いたしまして、提案内容の審査をしていただき、第１順位から第３順位までの指定管理予定候補者の選定を行っていただきます。なお、選定に係る委員会の進め方につきましては、議題（３）で御説明させていただきます。

この結果を受けまして、10月下旬頃までに、市のほうで指定管理予定候補者を決定いたしまして、上位の候補者から協議を行ってまいります。

順調にいきますと11月上旬には第１順位の候補者と仮協定を締結いたしまして、11月下旬から開催されます市議会第４回定例会に指定議案として提出をいたします。

議案が可決された場合には、１月に指定管理者として当該事業者と基本協定を結びまして、４月の指定管理開始に向けて準備を行うという、このような予定になっております。

説明は以上でございます。

○田村会長　ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

それでは、御意見ないようですので、このまま先に進ませていただきますが、よろ

しいですか。

（「異議なし」の声あり）

○田村会長　それでは、議題（２）「指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について」、事務局より説明をお願いいたします。

○宮葉こども企画課長　こども企画課でございます。内容の説明に入ります前に、まず、各資料の簡単な説明と、本日御審議いただきたい事項につきまして説明をさせていただきます。

お手元の青色のファイルをお願いいたします。千葉市子ども交流館の資料を例にいたしまして御説明させていただきます。

初めに、資料２－１でございます。こちらの募集要項は、施設の設置管理条例及び管理規則の規定を踏まえまして、対象施設の概要、業務の範囲、リスク分担、選定のスケジュールなど、募集の概要について示したものでございます。

次に、資料２－２でございます。こちらの管理運営の基準は、各施設の設置管理条例において定める管理の基準及び業務の範囲、すなわち、指定管理者が行うべき業務の詳細について記載し、市が指定管理者に要求する指定管理業務の水準を示したものでございます。

次に、資料２－３でございます。こちらは、指定管理者が行う施設の管理運営業務の詳細な事項や管理運営に付随して定めておくべき事項などについて、市と指定管理者との間で締結する協定書でございます。

次に、資料２－４でございます。こちらは、応募者が提出する申請書類等でございまして、提出された申請書類については、皆様に審査していただくものとなります。

次に、資料２－５でございます。こちらの選定基準は、募集要項、管理運営の基準等の内容に基づきまして、委員の皆様に提案内容を評価していただく際の基準となります。

次に、資料２－６でございます。こちらは、資料２－５の選定基準から審査項目を抜粋いたしまして、表にまとめたものでございます。

最後に、資料２－７でございます。こちらは、第１回選定評価委員会で御審議いただきました総合評価について、委員会の意見を記載したものでございます。

これらの資料につきましては、基本的に千葉市の指定管理者制度として統一的な内容となっておりますが、一部、施設の特性等によって変更を加えております。委員の皆様におかれましては、これらの内容について修正すべき点などがないか御審議をいただくことになりますが、特に、資料２－１の募集要項における成果指標と数値目標、資料２－２の管理運営の基準、資料２－６の審査項目などにつきまして御意見、御指摘などをいただければと思っております。

それでは、続きまして、子ども交流館の各資料の具体的な内容について御説明させていただきます。時間の関係もございますので、市として統一的な内容となっているものに施設の特性等により変更を加えている点や、前回の公募時と異なる点などを中

心に御説明させていただきます。

それでは、まず初めに、資料２－１「募集要項」について御説明いたします。資料２－１の７ページをお願いいたします。

やや上部に記載している表の部分にございますが、３つの成果指標とそれぞれの数値目標を設定しております。

まず、１つ目の指標は、利用者数でございます。前回の公募時には、来館者数と新規登録者数を成果指標として設定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度はいずれも激減いたしまして、適正な評価が不可能だったことを踏まえまして、来館できなくても自宅でオンラインイベントに参加したことなども加えることができるように、利用者数を成果指標として設定することといたしました。また、数値目標については、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の平成30年度の実績を基礎といたしまして、近年の少子化の傾向ですとか、新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮した上、推計をくみ上げ、毎年度９万3,000人以上と設定いたしました。

２つ目の指標は、利用者アンケートにおける利用者満足度でございます。前回の選定評価委員会におきまして、次期指定管理期間における成果指標を設定する際には、新型コロナウイルス感染症の感染状況にあまり影響を受けないようなものを検討すべきとの御意見があったことを踏まえまして、コロナ禍により利用者数が減少した場合でも評価が可能な指標として設定することといたしました。また、数値目標につきましては、子育て支援館とのバランスを考慮し、同じく80％以上と設定いたしました。

３つ目の指標は、出張講座実施回数でございます。子ども交流館の利用促進策といたしまして、気軽に来館できない利用者をターゲットとしたアウトリーチに関するものでございまして、現在の指定管理期間における指定管理者の提案により利用状況を示す指標として設定されているため、次期指定管理期間においても設定することといたしました。また、数値目標でございますけれども、これについては少なからず新型コロナウイルスの感染状況の影響を受けてしまうものでありまして、先行きが見通せない状況であることから、次期指定管理期間の最終年度には感染拡大前の水準に戻せるよう段階的に数値目標を引き上げてございます。

次に、17ページをお願いいたします。やや上部に太字で記載している指定管理料の基準額についての部分でございます。５年間の総額は５億2,009万5,000円で、前回と比較いたしますと約1,900万円、3.8％の増額となっております。

続きまして、資料２－２「管理運営の基準」について御説明させていただきます。

資料２－２の10ページをお願いいたします。「５　事業の実施に関する業務の内容、基準」についてでございますけれども、こちらは子ども交流館の特性等を反映させている主な項目となります。「（１）子どもの健全な遊びと居場所の提供」、「（２）子どもの健全な育成を目的とした講座等の開催」、「（３）子どもの自主サークルその他の自主活動の支援」、「（４）子どもの遊びと居場所づくりに関する情報の収集及び提供」は、設置管理条例第３条に掲げる事業に関するものでございます。また、「（５）こどもの参画の推進」、「（６）支援を要する子どもへの対応」、「（８）その他子どもの健全な育

成と交流を図るために必要な事業」は、本市が推進する事業などに関するものでございまして、前回の公募時にも定めておるものでございます。今回新たに、「（７）コロナ禍における利用制限を踏まえたサービスの提供」といたしまして、安全対策と利用者の増加を両立させるための工夫や、来館できない利用者へのサービスの提供などについて追加いたしました。

次に、17ページをお願いいたします。「（７）新型コロナウイルス感染症の対応について」でございますけれども、こちらも今回新たに新型コロナウイルス感染症防止策の徹底や、感染状況に応じた事業の実施に関して追加いたしました。その他、細かい調整を加えておりますが、現行の管理運営の基準から大きな変更はございません。

続きまして、資料２－３「基本協定書」をお願いいたします。こちらにつきましては、第１章の総則から第12章の雑則まで、基本的に市として統一的な内容になっておりまして、適宜、子ども交流館の特性等を反映させております。

続きまして、資料２－４「様式集」をお願いいたします。「１　指定申請書関係」及び裏面の「３　その他」については、市として統一的な内容や様式となっております。「２　提案書関係」につきましては、市として統一的なひな形を基に、適宜、子ども交流館の特性等を反映させております。

続きまして、資料２－５「指定管理予定候補者選定基準」について御説明させていただきます。こちらにつきましては、市として統一的なひな形を基に、審査項目別の審査基準を示したものでございます。

まず、４ページをお願いいたします。審査項目及び配点につきましては、表に記載のとおりですが、市として統一的な項目、配点を基本といたしまして、一部、子ども交流館の特性等により変更を行っておりますが、詳しくは後ほど資料２－６で御説明をさせていただきます。

次に、６ページをお願いいたします。「ウ　各項目の審査、採点方法」、（ア）の表を御覧ください。原則としてＡからＥの５段階評価で採点をお願いすることとなります。その結果、過半数の委員の方がＤの評価をし、または１人以上の委員の方がＥの評価をした場合は、協議の上、当該応募者を失格とすることが相当であるかを判断していただくことになります。また、全ての委員の方がＥの評価をした場合は直ちに失格となります。

なお、この原則によらない審査項目もございます。７ページの下の部分から始まる表のうち、網かけされた項目についてはそれぞれ独自の採点基準となっております。このうち委員の皆様に評価を行っていただく項目について、順次御説明させていただきます。

まず、８ページをお願いいたします。中ほどから下の「（２）団体の経営及び財務状況」についてですが、過去３年の財務諸表等に基づき、表のとおり、評価していただきます。

次に、11ページをお願いいたします。「（５）成果指標の数値目標達成の考え方」についてですが、事務局で設定した３つの成果指標全体の目標達成の考え方から提案書の記述内容に基づき評価をしていただきます。

次に、12ページをお願いいたします。「（１）収入支出見積りの妥当性」についてですが、提案書の記述に基づき、表のとおり、５段階で評価していただきます。なお、この項目は提案額の多寡を評価するものではなく、業務履行の前提となる見積りの妥当性を検証し、審査するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。下の部分、「（２）市内業者の育成」についてですが、指定管理業務の遂行に当たり、再委託など市内業者育成の考え方について、表のとおり、評価していただきます。

次に、16ページをお願いいたします。下の部分、「（５）施設職員の雇用の安定化への配慮」についてですが、施設職員の継続雇用や雇用形態の安定化が図られるか、表のとおり、評価していただきます。

次に、ひな形を変更した箇所についてですが、恐れ入りますが、７ページにお戻りいただければと思います。一番下の「２（１）同種の施設の管理実績」についてですが、子ども交流館は児童館に類する施設といたしまして児童センターに当たるため、表のとおり、採点基準を設定しております。なお、面積等の規模による大きさとしては、大型児童館、児童センター、児童館の順になります。

続きまして、資料２－６「審査項目」について御説明いたします。こちらは、資料２－５「選定基準」の審査項目などを表にまとめたものでございます。市として統一的なひな形を基に、子ども交流館の特性等による変更を加えておりますので、変更した箇所について、順次御説明いたします。

まず、表の左側の指定の基準「２（７）施設の保守管理の考え方」と、「（８）設備及び備品の管理、清掃、警備等」についてですが、施設設備等の保守管理の大部分は子ども交流館を含む複合施設であります「きぼーる」の管理組合が行うこととなっておりますので、２つの項目を統合し、「（７）施設等の保守管理の考え方」といたしました。

次に、指定の基準「３（２）リスク管理及び緊急時の対応」についてですが、平成28年度の選定評価委員会での答申を受けまして、「①事故、火災等への対応」、「②防災対策、災害時の対応」の２項目を設定したほか、前回の委員会の御意見等を踏まえまして、新たに「③新型コロナウイルス感染症の対応」の１項目を設定いたしまして、配点を５点から15点にいたしました。

次に、指定の基準「４（１）開館時間、休館日の考え方」についてですが、これは条例で規定されているため、削除いたしております。

次に、指定の基準「４（２）利用料金の設定及び減免の考え方」についてですが、利用料金制を採用しない施設のため、こちらについても削除しております。

次に、指定の基準「４（４）施設の利用促進の方策」についてですが、平成28年度の委員会での答申を受け、「①より広い地域の市民に対するサービス」、「②きぼーる内他施設等との連携」の２項目を設定し、配点を５点から10点にしております。

次に、指定の基準「４（６）施設の事業の効果的な実施」についてですが、子ども交流館設置管理条例第３条に規定されている業務の重要性やコロナ禍による利用制限下でのサービスの必要性などを勘案いたしまして、①から⑧の項目を設定し、配点

を５点から40点にしております。この結果、裏面の表の一番下の二重線で囲んでいる部分ですが、合計点が140点から175点になっております。

最後に、資料２－７「総合評価シート」についてでございます。こちらにつきましては、現在の指定管理期間中である令和３年３月末までを対象としたものでございまして、４ページの一番下に、前回の選定評価委員会の御意見を記載しておりますので、参考としていただければと存じます。

子ども交流館の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田村会長　ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明に関しまして、御質問、御意見などがございましたら御発言をお願いいたします。

○福澤委員　御説明どうもありがとうございました。資料２－１の７ページの利用者数の御説明に関するところですけれども、年間９万3,000人以上で、オンラインについても考慮をしたということだったんですけれども、前回欠席していたのでお話があったのかもしれませんが、このうち例えばオンラインが何人ぐらいみたいな想定というのはあるんでしょうか。

○宮葉こども企画課長　これにつきましては、コロナ禍において来館できない利用者の数というのは、調理教室ですとか、通常は施設の中でやっているものですけれども、そういうものをオンラインで配信することによって、実際に来館できなくても楽しんでいただければということで始めているんですけれども、実際にその人数がどのぐらい利用されているのかというところはなかなか難しい部分がありまして、視聴回数で見るのかですとか、その基準も難しいところがあるんですけれども、想定として、比較することがなかなか難しいものがございますので、具体的なことはまだ今のところは定めていないような状況でございます。

○田村会長　ありがとうございます。ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

○末永委員　多分これは次の子育て支援館のほうにも同じようなことが言えるかなと思っているんですが、オンラインイベントとかをやってよかったという評価が前回ございました。今回もコロナ禍における利用制限を踏まえたサービスの提供について記載があって、それから、審査基準のほうにも入っています。それは大変よろしいかと思うんですけれども、今年中にコロナが収まるかどうかはっきり分かりませんけれども、コロナと関係なく、そういう状況とは関係なく、オンラインイベントを拡充していこうという、何か公募に対する募集条件とか、それから審査基準とか設けたらどうかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○宮葉こども企画課長　確かに、おっしゃるように先行きが見通せない状況ではあるんですけれども、ひとつ定着しつつあるものであるのかなというふうに思っておりますので、そういったものの評価というものも十分検討すべきことであるのかなというふうに思っておりますので、改めてまた検討させていただければと思います。

○田村会長　ありがとうございます。ほかに御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

○三浦副会長　三浦です。資料２－２の８ページ、「（３）その他」、「ア　運営に関する事項」、「（ウ）リスク管理及び緊急時の対応」というところについてです。緊急を要す

る事態が生じた場合には速やかに市に連絡するとともにというような記載があるんですけれども、基本的に、何か御報告しなければいけないことって速やかに、緊急を要する事態であることがほとんどであると思うんですけれども、その時点的な話ではなくて、そもそも管理者として適正なのかということであったりだとか、事象の事柄に特化したものとしても報告を受けたほうがいいようなケースはあるんじゃないかと思うんです。なので、緊急を要するだけじゃなくて、管理基準に沿わないようなことであったりだとか、あるいは、新型コロナのことで言えば、陽性者が判明したというときに、報告を受けなくていいのかということだったり出てくると思うので、もう少し概括的な報告を求める条項があってもいいのではないかというふうに思います。

○宮葉こども企画課長　ありがとうございます。おっしゃられるように、今までの表現を踏襲している部分がございますので、改めて、現在のコロナの状況とかも踏まえて、より適切な項目ですとか、そういったことについても検討してまいりたいと思います。

○田村会長　ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

今のところで私から。緊急時の対応というのがあって、審査項目の資料２－６を見ますと、「３　施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと」といったようなところ、それを今回詳しく３項目にしていただいているということなんですが、①にあった火災への対応とか、②防災対策、災害時の対策、この２つは絶対的に必要なもので、新型コロナウイルス感染症の対応というのが今回入っていて、今、三浦委員に言っていただいた部分とかここに入ってくるのかなと思いながら、子どもが利用する施設、親子が利用する、いろんな御家族が利用しますけれども、例えばその利用している方の病状変化とか、そういう緊急的な職員の対応が必要なケースとか、そういったこともいろいろ出てくるのではないかなというふうに思っていまして、三浦委員が指摘いただいたこととプラスして、この３つでその内容が書かれるかどうかというのがちょっと私も気になっている部分で、例えば障害のあるお子さんなんかも利用されたりとかするときに緊急対応どうするだとか、子どもの虐待とか、そういうものがうかがわれたときにどう対応するのか、例えば、緊急時ではないのかもしれないけれども、リスク管理として人への対応、これは施設的な対応がとても含まれていると思うんですけれども、その緊急的な人の対応みたいな、保健福祉的な対応みたいなところはどうなのかなというところが少しあったので、もしかしたら表現を少し変えられたほうがいいかもしれないなというふうには感じました。

ほかに皆様のほうから、例えば審査項目、あとは今回審査をいただく上で出す申請書類みたいなものについて、多分、申請書類などはそんなに変わってない形式なのかなというふうにも思いますが、市のほうでその部分を入れたほうがいいとか、もし御意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○三浦副会長　三浦です。税務関係に関する申請書類については、調査を行うことに同意しますという同意書面を取られていると思うんですけれども、例えば、誓約書を出すためには暴排関係の情報が入っていて、誓約をされているのでそれで基本的には確保できるとは思うんですけれども、例えばここで、不正がないことを誓約するととも

に何か必要が生じた場合には市が調査を行うことに同意するという文を加えるというのも、ひとつ何かあったときの対応策としてはいいのではないかと思います。

○宮葉こども企画課長　ありがとうございます。基本的に、様式集は市全体として統一的な様式となっておりますので、そこの所管と相談をさせていただいて検討したいと思っております。

○田村会長　ほかによろしいでしょうか。

それでは、ここまでの議論を踏まえまして、子ども交流館に関する募集条件等について、委員会としての意見を整理させていただきます。ただ、利用者数の表記についての御質問もありまして、実際にここは募集要件が変わったということですので、それについての御説明等をいただくということで、実際に応募する方たちにも御説明いただければと思います。

オンラインイベントについては、今後、評価としてどう加えていくかということを検討するという方向性かなというふうに思います。コロナと関係なく工夫していくということも必要だと思います。

緊急時の対応について、この部分は表記の仕方を御検討いただいてもいいかなというふうに思いますし、あと、子どもの利用時の部分を踏まえて、どうやって書けるかみたいなところも踏まえて御検討をいただければと思います。

財務諸表の確認申請の同意書等についても、それについても市の形式があるということですので、それも踏まえて今後御検討いただくということでお願いいたします。

一応、私のほうでメモした御意見はこちらになるんですけれども、委員会としての意見、以上のとおりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田村会長　ありがとうございます。

それでは、ただいま整理しました事項を委員会としての意見とさせていただきます。事務局におかれましては、委員会の意見を踏まえて御対応をいただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして、子育て支援館に関する説明をお願いいたします。

○枡見幼保支援課長　幼保支援課の枡見と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

それでは、子育て支援館の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件等について御説明します。

資料３－１を御覧ください。「募集要項」です。前回の選定時も特に大きな問題はございませんでしたので、大きく変更したところはありません。

今回変更したところとして、まず、６ページ、（４）の成果指標と数値目標です。第１回選定評価委員会におきまして、次期選定時には少子化や社会情勢、コロナ等を踏まえ、成果指標、数値目標を設定すべきとの御意見をいただきましたので、今回、御意見を踏まえた数値目標の設定を行っております。

まず、「①利用者数」ですが、前回は施設利用者数、年間７万8,000人としておりましたが、今回は６万4,000人以上といたしました。少子化等により就学前の児童が減少している部分に加え、保育所等を利用する児童が増えたため、支援館を利用する方が減っているというような状況などを踏まえまして、過去の実績から年間約６万4,000人以上と設定いたしました。なお、この利用者にはオンラインで講座などを行った場合の参加者も含むこととしております。

次に、「②利用者アンケートにおける利用者満足度」ですが、前回の満足度75％以上から80％以上としております。これは指定管理者が実施するアンケートの利用者満足度に関するものでございまして、アンケート項目は、親子が楽しく遊べる場所になっているか、悩みをしっかり相談できるか、しやすいかなどでございます。令和２年度の利用者満足度は83％であったことからその水準を維持、あとは満足度を高める取組を実施していただきたいということで80％と設定しております。

最後に、「③ファミリー・サポート・センターの提供・両方会員数」です。支援をしてほしい側、支援を依頼する側のことを依頼会員、支援をする側、支援を提供する側を提供会員、支援をしてほしい、または自分も支援するという両方の場合は両方会員と、会員には提供会員、依頼会員、両方会員という３つ、種類がございます。前回は会員種別にかかわらず毎年250人増という目標でございましたが、今回は、提供会員、両方会員の新規登録者数を毎年50人以上としております。昨年度はコロナの影響で依頼会員は、保育所の送迎などを含めて減少しましたが、依頼会員は会員数の約８割を占めていたため、会員数全体を成果指標とした場合は依頼会員は増減の影響が大きくなります。依頼会員を増やすということももちろん取り組んでいきますが、支援する側の提供会員、両方会員を増やすことでマッチングがより可能になりまして活動件数が増えると見込まれること、また、提供会員、両方会員の新規登録は、今後研修などで指定管理者の取組で増やすことが可能なことから、今回は提供会員、両方会員に的を絞り、過去の実績を考慮して毎年50人以上と設定いたしました。

続きまして、16ページを御覧ください。一番下の欄の囲みの中、「指定管理料の基準額」でございます。前回、基準額が３億2,279万4,000円でしたが、今回は、人件費や事務費の伸びなどを踏まえまして、約1,600万円増の３億3,871万6,000円としております。

続きまして、資料３－２を御覧ください。「管理運営の基準」でございます。資料３－２の10ページを御覧ください。「（４）ファミリー・サポート・センター事業」のアのところですが、第１回選定評価委員会の御意見を踏まえまして、依頼会員についてはホームページから入会申込みを受け付けることで、より簡単に利便性が高く入会しやすくするということといたしております。

続きまして、12ページを御覧ください。上から４行目の「エ　オンラインの活用」でございますが、こちらにつきましても第１回選定評価委員会の御意見を踏まえまして、各事業共通の内容として各種講座やイベント、研修会等におきましてオンラインの活用を図るということとしております。

続きまして、資料３－３と３－４でございますが、交流館と同様、市の統一的な考

え方による管理運営の基準などで定めている支援館特性等を反映させたものとなっております。

続きまして、３－５「選定基準」を御覧ください。４ページ以降に先ほどと同様に審査項目や配点の考え方、配点基準などを記載しておりますが、評価の考え方は交流館と同様でございます。

資料３－６「審査項目」の一覧表で御説明させていただきます。資料３－６を御覧ください。

まず、項目で言いますと、指定の基準「１　市民の平等な利用を確保するものであること」及び「２　施設の管理を安定して行う能力を有すること」でございますが、子ども交流館同様、きぼーる内施設の保守管理に関しては管理組合が行っていることから、「（４）必要な専門知識の配置」は削除し、（７）、（８）の保守管理の部分は１項目に統合しております。

次に、指定の基準「３　施設の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと」の「（２）リスク管理及び緊急時の対応」の部分ですけれども、先ほど交流館のところでは、新型コロナウイルス感染症での対応ということで新たに項目を設けておりましたが、支援館については、前回、衛生管理に関して提案を求めておりましたので、前回同様としております。

次に、指定の基準「４　施設の効用を最大限発揮するものであること」でございますけれども、（１）につきましては条例で規定されているため削除、（２）につきましても、利用料金制を採用していないため削除としております。また、（３）につきましては、ほかの審査項目に含まれておりますので、これも削除しております。

次の「（４）施設の利用促進の方策」につきましては、交流館同様に、きぼーる内他施設との連携という項目を加え、２項目、10点としております。

次に、「（５）利用者の意見聴取、自己モニタリングの考え方」につきましては、これもほかの項目に含まれておりますので、削除しております。

次に、「（６）施設の事業の効果的な実施」につきましては、所管としてはここを一番重視しておりますので、ひな形ではここを５点としているところを、８項目に分けまして、各５点、小計40点としております。子育て支援館は、地域子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業など、子育てに関して高い専門性が求められる各種事業を行っており、また、子育て支援における基幹施設としての役割を担っているところであります。その業務につきましては、個別の事業の取組内容以外にも実施に対する考え方や人員配置の上での配慮のほか、各種事業を行う上で基幹施設として市全体の子育てをリードしていくことが重要でございますので、そういった審査項目を加えております。また、⑧には、オンラインの活用について、第１回選定評価委員会の御意見を踏まえ、今回より新たに追加した項目となっております。

裏面をお願いいたします。成果指標の数値目標達成の考え方についてですが、ひな形では１項目５点となっているところですが、設定する３つの成果指標それぞれに審査項目を設けて、各５点の小計15点としております。先ほどの交流館は３つまとめて評価しておりましたが、子育て支援館にはファミリー・サポート・センター事業がご

ざいまして、目標達成の考え方が異なってくるということがございますので、分かりやすいよう、それぞれの項目を審査項目として独立させております。

次に、「（８）自主事業の効果的な実施」ですが、こちらはひな形どおりの項目と配点数となっております。

次、指定の基準「５　施設の管理に関する経費を縮減するものであること」についてですが、子育て支援館の指定管理業務が事業の実施を主とするものであることや、以前の選定評価委員会におきまして、経費縮減が図れるようになるようにという御意見をいただいている部分もございますので、「（２）管理経費」につきましては、配点に占める割合を５％以上、20％以下で設定するという本市のルールを加味いたしまして、6.3％の10点で設定しております。

最後に、指定の基準「６　その他市長が定める基準」でございますが、（１）から（４）までは市のひな形どおりとしております。「（５）施設職員の雇用の安定化への配慮」の項目では、前回の選定時の委員会からの御意見を反映いたしまして、ひな形では１項目３点となっているところを、２項目６点としてございます。一番下の合計点では、ひな形では140点のところを158点満点としております。子ども交流館との満点の違いは、審査項目の数の違いなどによるものでございます。欄外の採点方法や審査視点の共通項目については記載のとおりでございます。

最後に、資料３－７につきましては、先ほどと同様に、資料３－７の４ページの一番下に、前回の選定評価委員会の御意見を記載しておりますので、参考としていただければと存じます。

説明は以上でございます。

○田村会長　ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見などがございましたら御発言願います。

○福澤委員　福澤でございます。御説明どうもありがとうございました。先ほどと全く同趣旨になりますので、記録のためにということかもしれませんが、資料３－１の６ページの成果指標と数値目標のところの６万2,000人というところは、やはり同じく、応募者側がこの数字を聞いたときに、例えばオンラインの考え方について運営側としてどう考えているのかは、今後公募になったときには御説明していただけるような形が望ましいのかなというふうに思っております。

○田村会長　ありがとうございます。ほかに御意見ございませんでしょうか。

○三浦副会長　先ほど指摘したところと同趣旨でして、報告を受けるというものに関して、緊急を要するで足りるのか、コロナの発生者も含めてなのか、具体的な事故が起きたら直ちに報告なのか、どこまで報告する、恐らく緊急を要すると書いているところ以上に概括的な記載にしたほうがよいのではないかと思いますので、この点、御検討をお願いいたします。

○田村会長　ありがとうございます。ほかに御意見いかがでしょうか。

○末永委員　意見というより、皆さんに意見をお聞きしたいんですけれども、役員名簿の様式がありますが、資料３－４の３枚目ですが、性別があるんですけれども、必ずしも必要ではないんじゃないかというふうに私は思うんですが、必要があれば構わな

いのですが、いかがでしょうか。

○枡見幼保支援課長　様式など、千葉市で統一されておりますので、制度のとりまとめ所管課と相談をさせていただきます。

○田村会長　ほかに御意見ないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここまでの議論を踏まえまして、子育て支援館に関する募集条件等について、委員会としての意見を整理させていただきます。

先ほどの御意見と同様に、オンラインの場合について、あるいは利用者数についても、実際に応募する方たちに御説明をお願いするということと、あとは危機管理についても、もう一度概括的な内容に捉え直していくということについて御検討を願いたいと思います。また、役員名簿については、交流館と支援館、両方つながる部分だと思うんですけれども、今後、千葉市の様式として多分見直し等、普通に出てくることだと思いますので、そういうところで表記についてももう一度見直しをいただければなというふうに思います。ありがとうございます。

そのほか、御意見はありませんか。

○三浦副会長　応募者のほうでも、応募書類のほうだと思うんですけれども、それぞれの事業を行う上で利用者の方にアンケートを行う際に、そのアンケートのところでも性別欄を設けられている可能性があると思うんです。なので、それぞれの事業者に対しても、そういった丁寧な配慮をした事業を行うことというものを明記いただくか、同意書をいただく必要があると思います。個人情報を、必要な情報取得というふうに捉える見方もあれば、そういったジェンダーに対する配慮という部分もあるので、そういった観点から御検討される必要があるかと思っています。

○田村会長　選定委員だけではなくて、捉え方とか考え方を全体的にしていく必要性があると思いますので、そこの点はまた全体の方向性を確認いただいて、こちらのほうでどうするかということを御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

そうしましたら、先ほどの御意見に加えまして、性別をどういうふうにしていくかということを御検討いただくということで、委員会としての意見は以上のとおりとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○田村会長　ありがとうございます。

それでは、ただいま提示しました事項を委員会としての意見とさせていただきます。事務局におかれましては、委員会意見を踏まえて御対応をいただきますようお願いいたします。

それでは次に、公募の開始に向けて、今取りまとめた意見をどのように反映するのか、最終的な募集書類をどのように確定するのか、事務局から説明をお願いいたします。

○宮葉こども企画課長　こども企画課でございます。

本日、皆様からいただきました御意見を踏まえまして、最終的な募集関係書類を作

成いたしまして、今月下旬頃までに皆様に送付させていただきますので、改めて御確認をいただきまして、修正等の必要があれば御連絡をいただければと思っております。それを踏まえまして、事務局内で内容を調整し、最終的に会長と事務局とで内容を確定させていただきまして、公募を開始するまでにその結果を委員の皆様に御報告させていただければと思っております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところを誠に恐れ入りますが、内容の御確認等に御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田村会長　そうしましたら、今の御説明について御意見、御質問ございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは、ただいまの事務局からの説明のとおり進めるということで、事務局におかれましては御準備をお願いいたします。

最後に、連絡事項などありましたら、事務局より説明をお願いいたします。

○宮葉こども企画課長　すみません、その前に資料４の御説明をさせていただきたいと思います。資料４をお願いいたします。

指定管理予定候補者の選定に係る委員会の進め方でございます。上から順に御説明いたしますけれども、まず、９月下旬に第一次審査を通過しました提案書を皆様にお配りいたしまして、10月中旬に本委員会を開催させていただきたいと考えております。その際の進め方といたしましては、まず、委員の皆様にはあらかじめ提案書を御一読いただきまして、その上で委員会当日、応募者が提案書の概要について皆様に御説明いたします。その後、委員の皆様から直接応募者に対しまして質問等をしていただくヒアリングを行いまして、その後に各自で採点をいただければと思っております。なお、参考までに申し上げますと、前回、令和元年度に、少年自然の家の指定管理予定候補者の選定に関しましてヒアリングを行った際には、事前に大まかに採点をしていただきまして、当日、応募者とのやり取りの後に御自身の採点を確定させるという方法が多かったように聞いております。

採点が終わりましたら、お一人でもＥの評価をした場合には委員会で協議をし、失格とするかどうかを決定するというような規定もございますので、そのような場合には皆様で協議をしていただきまして、必要であれば採点結果を調整していただき、各自の採点結果を確定させていただきたいと思っております。その後、最後に事務局のほうで集計いたしまして、指定管理予定候補者の順位が決定することとなります。

説明は以上でございます。

○田村会長　ありがとうございます。皆様から御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、委員会の進め方について皆様からの御異議はないということでございますので、そのように進めるということでお願いいたします。

それでは、本日の議事は以上でございますが、全体を通して御質問や御意見などございましたら、御発言をお願いいたします。

それでは、特にないようですので本日の議事を終了させていただきます。皆様、御

協力ありがとうございました。

この後は事務局からお願いいたします。

○宮葉こども企画課長　ここでちょっと御報告させていただきたい点がございます。

２点ほどございまして、まず１点目ですけれども、先日の第１回選定評価委員会で御審議いただきました委員会の意見などを記載した年度評価シートと総合評価シートでございますけれども、これにつきまして、市のホームページに掲載させていただきました。御協力いただきましてありがとうございました。

２点目ですけれども、今後の予定について御説明させていただきます。次回は、10月中旬頃に第３回選定評価委員会を開催させていただく予定でございます。その第３回選定評価委員会では、先ほども申しましたように、応募事業者のヒアリング審査などを行っていただきますので、御多忙中恐れ入りますが、御理解、御協力をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○事務局　皆様、大変お疲れさまでございました。

最後に、情報公開に関するお願いがございます。本日の審議内容に関しまして、委員の皆様のもとに情報提供や情報公開の要請・相談がありました場合は、まず、事務局まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。長時間にわたり、活発かつ慎重な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。